聖籠町訓令第九号

与 基 聖 準 籠 \mathcal{O} 町 非 __ 常 部 勤 を 職 改 正 員 す 等 る \mathcal{O} 訓 令 次 有 を 次 休 \bigcirc ょ 暇 及 う に $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ 定 特 別 \Diamond 休 る 暇 \mathcal{O} 付

平成二十四年三月二十一日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖 籠 町 非 勤 員 等 \mathcal{O} 年 次 有 休 暇 及 CK 特 別 休 暇 等

の付与基準の一部を改正する訓令

与 基 準 平 成 + 年 聖 籠 町 訓 令 第 五 号 \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} う

に改正する。

籠

町

非

常

勤

職

員

等

 \mathcal{O}

年

次

有

休

暇

及

び 特

別

休

暇

等

 \mathcal{O}

付

第三項第一号を次のように改める。

+ 週 時 所 間定 以 労 上 働 の日 者 数 のが 年 五 次 日 有 以 給休暇た は 週 所定労働 時 間

が

場合は当該者の勤務時間をもって一日とする。二(付与単位)一日又は一時間とし、日に換算する)は次の更新期間に限り繰り越すことができる。一(付与期間)雇用期間毎に付与する。当該付与日数備考	六年六箇月超	五年六箇月超六年六箇月まで		六箇月超四年六箇月まで	五箇月超六箇月まで	四箇月超五箇月まで	三箇月超四箇月まで	二箇月超三箇月まで	一箇月超二箇月まで	十六日以上一箇月まで	勤続勤務期間
	二十日	十八日	十六日	十 五 日	六日	五日	日	[1] 日	1] 田	日日	付 与 日 数

十時間未満の者の第三項第二号を次の の 数 の よ よ 次 四 う に 和休暇以下かつ週所定労働時以める。

時 間 が 三

三二一備	継続勤務期間							定一	日週	
合 は のしる 考 は付次付区、者付 当与の与分そに与	超年六	で六月五 箇超年 月六六	箇超年 月五六	箇超年 月四六	箇超年 月三六	箇超年 月二六	月一三 ま年箇 で六月	労年 働間 日の	数所 定 労	
該単更期にれあ区 者位新間よ以つ分	笛	ま年箇	ま年箇	ま年箇	ま年箇	ま年箇	箇 超	数所	働	
の 期 る外て 動一間雇ものは一 務日に用の者一週 時又限期とに週間	十 五 日	十二皿	十二日	十日	九 日	八日	七目	六 日 ま て し 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1	日	付与日数
間はり間すあ間の を も時りに で で で で で で と す り に で り に で り に で り に で り に で り に で り に り に	十 一 日	十日	九 日	八日	六日	六日	五 日	八日まで から一六 ま一六	三 日	
一日という 一日という 一日という 一日という 一日という 一日という 一日という 一日という 一日という 一日という 一日という 一日という 一日という ではいう ではいう ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる	七日	六日	六日	五 日	四日	四 日	三日	日 ま 二 日 か	一日	
。 算る付 動るら す。 与 る 日 日のい 場 数 数とい	三日	三 日	三日	<u>二</u> 日	一 日	<u>一</u> 日	一日	まで二日 日か	日	

以 改

この訓令は、平成二第三項第三号を削り り、 同 項第四号を第三号とする。

成二十 兀 年 兀 月 日 か 5 施 行 す る。